

♣ 営業権の評価の改正

Q : 営業権の評価方式が変更されたそうですが、どのようになったのですか？

A : 評価に係る項目のうち次の5項目が変更されました。

【解説】

改正後の営業権は、次の算式で計算した金額によって評価することとされました。

平均利益金額×0.5－標準企業者報酬額－
総資産価額×0.05＝超過利益金額

超過利益金額×営業権の持続年数に応ずる
基準年利率による複利年金現価率＝営業権の
価額

改正点は、次の点です。

① 評価上限の廃止

営業権の価額は、算式で求めた金額と課税時期の前年の所得金額(営業権の価額が相当高額と認められる営業権は所得金額の3倍)とのいずれか低い金額とされていましたが、その上限額が廃止されました。

② 基準年利率が0.05に

算式中0.05とあるのは、営業権の持続年数に応ずる基準年利率とされていましたが、

③ 平均利益金額の計算方式の変更

平均利益金額の算定に使っていた企業物価指数が簡便性の観点から廃止されるとともに、所得の金額、総資産価額の計算方法が変更になりました。

④ 企業者報酬額の見直し

企業者報酬の額が見直され、標準企業者報酬額とされました。

⑤ 評価しない営業権の範囲が見直されました。

